

令和 6 年（2024 年）4 月 2 日
福祉部地域共生課

第 5 期豊中市地域福祉計画（素案）に関する意見公募手続の結果について

令和 6 年（2024 年）1 月 11 日～1 月 31 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便		
2	ファクシミリ	2	7
3	電子メール	2	48
4	電子申込システム		
5	所管課への直接提出	1	14
6	その他		
	合計	5	69

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	3	19
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	2	50
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	その他（市民等の区分が未記入のもの）		
	合計	5	69

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	P2 計画の期間 について	計画の期間がこれまでの5年間から6年間になったのは、高齢者福祉・介護保険に関する計画や障害福祉に関する計画の策定期間とそろうようにしたと推察するが、あえて期間をそろえたのか。	お見込みのとおりです。高齢者福祉・介護保険に関する計画や障害福祉に関する計画は3年ないし6年の計画期間であるため、事業の連動性を図るため、同期させ6年とします。
2	P3 計画の推進 体制につい て	後ろの3行、評価・検証を行なうことと、末尾の情報発信を行なうことが文脈として上手くつながっていないように感じる。	以下のとおり修正しました。 なお、本計画の……どれだけ近づけたかという視点で、年度ごとに行います。評価・検証結果、今後の対応を情報発信することで、市民をはじめ地域の多様な主体と現状を共有し、計画を推進していきます。
3	P5 高齢者の定 義について	豊中市が定める高齢者が何歳以上で、そのうち「前期高齢者65歳から75歳未満」「後期高齢者75歳以上」などと記載するとわかりやすいと思う。	前期高齢者という言葉に記載しているP5に前期高齢者(65歳から75歳未満)と記載しました。
4	P5 高齢者の定 義について	前期高齢者が何歳から何歳までなのかを明記してほしい。	前期高齢者という言葉に記載しているP5に前期高齢者(65歳から75歳未満)と記載しました。
5	P5 障害者手帳 所持者数に ついて	療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数が記載されているので、身体障害者手帳所持者数についても記載が欲しい。所持者数が増加したものだけでなく、減少したものや変化があまりないものも情報があればいいと思う。	P5に身体障害者手帳所持者数についても記載しました。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
6	P5～6 豊中市の状況について	P65～P74 のデータはほぼこの部分の文章をグラフ化したもので、データは一目瞭然でわかりやすい。離れたページで示すのではなく、該当ページのすぐ次に添付してもいいのではと思った。	計画の構成は市民に分かりやすいよう取り組む内容を先に掲載し、データ部分などについては資料編に掲載しました。
7	P7 地域共生社会の実現に向けたこれまでの動きについて	5行目のまた、以降の文が、「成果をあげてきました」で結ぶのがわかりにくい印象。	以下のとおり修正しました。 また、地域福祉の取組みを、市全体、日常生活圏域、小学校区の三層に設定し、それぞれの立場で取組みを進めているのが本市の大きな特徴です。これにより、地域活動の多様化や課題解決に向けた分野横断的な取組みのほか、地域のことを地域で受け止め、課題を発見し、解決することのできる地域づくりを進め成果をあげてきました。
8	P7 地域共生社会の実現に向けたこれまでの動きについて	5 段目、しかし以降の文で、地域の希薄化や脆弱化を述べ、次の文でコロナ禍での状況を記載している。その次の文で、再び、一方での出だしで、社会的孤立、ひきこもりなどの近年の社会問題を取り上げているが、これは最初の「しかし」で始まる文から派生している社会問題だと思うので、一方でという語でつながるのは不自然に思う。	以下のとおり修正しました。 しかし、少子化・高齢化の進行や人口減少社会の到来に伴い、地域の希薄化や脆弱化が進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会的孤立や経済的困窮に陥る人が増えるとともに、市民、事業者などによる地域活動が困難な状況となりました。 また、SOSが出せないことによる社会的孤立をはじめ、8050 問題※2、ひきこもり※3、ヤングケアラー※4など、生きづらさを感じる人は増加しており、分野別・対象者別の相談支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した課題が多く生まれています。
9	P7 地域共生社会の実現に向けたこれまでの動きについて	7 段目 3 行目 「就職活動の失敗」という言葉が厳しく感じるのと、就職活動そのもの不調よりも、社会人生活に不適應になるケースも多いので言い換えてはどうか。	以下のとおり修正しました。 学校卒業後の就職活動時や社会人になってからの挫折

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
10	P7 地域共生社会の実現に向けたこれまでの動きについて	「市民一人ひとりを社会全体で支え合う地域共生社会の実現に向けて、CSW※1の配置」とあるが、同頁にある「SOSが出せないことによる社会的孤立をはじめ、8050問題※2やひきこもり※3、ヤングケアラー※4など、生きづらさを感じる人は増加しており、分野別・対象者別の相談支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した課題が多く生まれています。」などは、どこが窓口か分からず、CSWの相談支援体制が今後も期待される。今期の計画の中にもCSWの存在を明記してほしい。	P8に「属性を問わない相談支援」→「参加支援」→「地域づくりに向けた支援」の事例内容に、CSWが糸口になっている事例を記載しました。また、本計画とともに策定され、連携する豊中市社会福祉協議会地域福祉活動計画にその取り組みを記載しています。
11	P7 地域共生社会の実現に向けたこれまでの動きについて	「8050問題※2やひきこもり※3、」の「8050※2」のあとの「や」は「、」に変えた方がわかりやすいと思う。羅列の関係で「やひきこもり」と見えてしまう。	以下のとおり修正しました。 8050問題※2、ひきこもり※3、ヤングケアラー※4
12	P7 地域共生社会の実現に向けたこれまでの動きについて	「高齢の親が自立することが困難な子の生活を…」に読点を入れ「高齢の親が、自立することが困難な子の生活を…」として読みやすくしてほしい。	以下のとおり修正しました。 高齢の親が、自立することが困難な子の生活を…
13	P8 豊中における重層的支援体制整備事業について	「アセスメント」の注釈があればよいと思う。「アセスメント」は26ページにも使われているので、用語説明にもあれば分かりやすいと思う。	以下のとおりアセスメントの注釈及び用語説明に記載しました。 本人やその世帯の心身の状態や置かれている環境の状況などを理解したうえで、本人やその世帯の要望や主訴から具体的なニーズを探し、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセス。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
14	P8 豊中における重層的支援体制整備事業について	「居場所プログラム」について説明がほしい。	ご意見ありがとうございます。前後の文章で読み取っていただけたと思います。
15	P10 基本目標 1 について	3行目から4行目にかけての「上記の社会情勢の中」という部分は削除してもよいのではないか。省いたほうが、複合的な課題が増えているからこそ、単独の支援機関では解決が困難だ、ということが伝わりやすくなる。	ご意見ありがとうございます。意見のとおり、「上記の社会情勢の中」という部分は削除しました。
16	P10 基本目標 2 について	小学校区における地域づくりの参加が減少とのとらえ方は短絡的すぎると思う。 コロナ禍において、地域のつながりを絶やさないよう努めてきたし、支える人と支えられる人の垣根を低くする新たな取り組みを模索しているところである。 ネットの目が細かくなることを否定するものではないが、「多様な」の一言で片づけることには疑問を感じる。	コロナ禍においても地域のつながりを絶やさないよう工夫を重ね、地域福祉活動にご尽力いただき、ありがとうございます。 多様な主体とは、地域にこれまで根ざした校区福祉委員会や民生・児童委員協議会のほか、テーマ別で活動されているNPO 法人、社会福祉法人、サービス提供事業者など様々あります。今後は行政がこれらの多様な主体と地域づくりに向けてともに考え、ともに取り組んでいきます。
17	P10 基本目標 3 について	下から3行目の「活動につなげていくことが重要」がわかりにくい。	以下のとおり修正しました。 地域での福祉活動に関心を持つ人を増やし、一人でも多く活動への参加につなげていくことが重要となっています。
18	P11 地域包括ケアシステム・豊中モデル について	高齢者分野の地域包括ケアシステムのネットワーク図、地域包括ケアシステム・豊中モデルの図を掲載してほしい。	ここでは、計画と豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を一体化させ、代表的な取り組みである14の個別テーマを再編し、計画の基本目標と連動させることで地域共生社会の実現をめざすことをイメージしていただくことを強調したく構成しました。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
19	P12 地域包括ケアシステム・豊中モデルについて	「個別テーマの取組みは、関連する分野別計画で設定されていることから、多分野と有機的な連携をもつことができず、相乗効果を発揮できないケースも見られます。」という箇所の「相乗効果を発揮できないケース」というのが、具体的にどのようなケースなのかよくわからない。もう少しわかりやすい説明がほしい。	ここでは、具体的なケースを記載するのではなく、計画と豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を一体化させ、代表的な取組みである 14 の個別テーマを再編し、計画の基本目標と連動させることを強調したく、構成しました。
20	P13 個別テーマ 1 相談支援体制の強化について	実際、複合的な困難を抱えどこに相談してよいか、しかも制度の狭間で受付さえできない。そんな時は CSW に相談すれば寄り添いながら繋いでいってくれるので少しは安心である。	ご意見ありがとうございます。 地域での「気づき」を各分野の相談機関・専門職が共有し、支援が必要な人を適切な支援につなぐ相談機能を充実していきます。また、所管業務以外の困りごとも受けとめ、適切な支援につなぐ体制を構築していきます。
21	P14・P31 個別テーマ 3 切れ目のないサービス提供体制の充実	「女性支援」について説明がほしい。 昭和中期から女性保護事業が始まり、女性支援は現在も形を変えながら続き「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が 2024 年 4 月 1 日から施行されるが、男女平等が当たり前になってきた現在、「女性」ということが福祉の支援の対象になることに違和感を抱く人もいるのではないか。女性支援について広く世間一般の理解があるとは思えない。	関係課とともに理解に努めていきます。
22	P16 施策の見方について	「基本目標でめざす社会の実現に向けて、分野別計画においてめざす方向性である「基本施策」を掲載しています。」とありますが、どの分野別計画であるかも示してほしい。	文章構成上掲載はできませんが、本計画では、分野別計画が共通して取り組むべき事項などを定め、基本目標でめざす社会の実現に向けて取り組みます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
23	P19 基本目標 1 包括的、継続的な支援体制の整備・強化について	ここに CSW が書かれていないのはなぜか。民生委員として 26 年間活動しているが、CSW は民生委員にとって心強い味方である。多機関の連携は大変結構だが、地域とのつながりの糸口として CSW の存在は欠かせない。	ここでは、専門分野別の相談機関を記載しています。P8 に「属性を問わない相談支援」→「参加支援」→「地域づくりに向けた支援」の事例内容に、CSW が糸口になっている事例を記載しました。また、本計画とともに策定され、連携する豊中市社会福祉協議会地域福祉活動計画にその取組みを記載しています。
24	P19 基本目標 1 包括的、継続的な支援体制の整備・強化について	「社会福祉協議会」の後に (CSW) を付加し、「社会福祉協議会 (CSW)」にしてほしい。 現行の第 4 期地域福祉計画の 32 ページ「(2)「気づき」を支援につなぐための相談機能の充実」「②相談に関する重層的なネットワークの構築・強化」には「CSW の認知度の向上を図ります。」と記されている。該当の「担い手」は CSW によるものと思われる。「CSW」と明記してわかりやすくしてほしい。 市民が相談したり支援を求めたりする際の参考になるよう、CSW の認知度の向上を図ってほしい。 「社会福祉協議会」という顔が見えない「機関」ではなく、「CSW」という温かみのある「人」が相談にのってくれると思えることは、相談しやすさに繋がると思う。どちらでも同じようではあるが、相談に結び付きにくい人や孤立している人が、このような「CSW」をイメージできるようにする配慮で心を動かされることもある。是非、きめ細かな配慮をお願いしたい。この地域福祉計画を、孤立して苦しい思いをしている人やその家族が、助けを求めて読むかもしれない。 同様に下記のページの「主な担当課 担い手」に記されている「社会福祉協議会」も「社会福祉協議会 (CSW)」にしてほしい。P22、P27、P34、P36、P38	主な担当課担い手の項目では、関係機関、地域組織などを記載しています。 P8「属性を問わない相談支援」→「参加支援」→「地域づくりに向けた支援」の事例内容では、CSW が糸口になっている事例を記載しました。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
25	P19 基本施策 1-1 どのような 困難にも対 応できる包 括的支援の 強化につい て	<p>主な取組みの実施による 6 年後の豊中の姿に「◎ 福祉関係各課の情報共有の手段としてシステムを導入・活用し」とあるが、「システム」とはどのようなものか説明がほしい。多機関でシステムを活用する場合、要支援者のプライバシーはどのように保護されるのか。行政だけでなく民間の機関など様々な機関で多機関連動をする場合、セキュリティやプライバシー保護の対応が各機関で違うと思う。特にデジタルデータを共有する場合、パソコンのウィルス対策、USB メモリーなどの使用制限などが適切に行われるのか不安を感じる。</p>	<p>豊中市情報セキュリティポリシーにもとづき、適切な運用を行います。</p>
26	P21 トピック 1-1-1 多機関協働 推進事業の 取組みにつ いて	<p>「相談支援機関」に記されている「社会福祉協議会」を「社会福祉協議会（CSW）」にしてほしい。</p> <p>厚生労働省が公表した『「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめ』によると、「対人支援は2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な課題解決を目指すアプローチ ・ つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」となっている。【相談から支援の流れの図】は課題解決を目指すアプローチと思われるが、当事者がいない事に違和感を感じる。相談や支援に当事者の納得を得るのが難しい場合も多々あると思う。当事者の気持ちに添った対応が大切だと思う。それには、支援の両輪である「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の取組みが必須だと思う。伴走型支援には、制度の狭間の問題などに対応し、アウトリーチ支援に積極的なCSWの活躍を期待する。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
27	P21 トピック 1-1-1 多機関協働 推進事業の 取組みにつ いて	『世帯全体の支援方針である「トータルケアプラン」の作成』とあるが、「トータルケアプラン」についての説明がもう少し詳細にされているとわかりやすくなると思う。	ご意見ありがとうございます。 トピック 1-1-1 でお示ししている文章から、ご理解いただけるように記載しました。
28	P22 トピックに ついて	トピック 1-2-2・3 の四角の囲いの右スペース（3の後）が狭いように感じる。 同様に下記の箇所の四角の囲いの右スペースが狭くなっている。 P25 トピック 1-3-2 P27 トピック 1-4-2 トピック 1-4-3 トピック 1-4-4 トピック 1-4-5 トピック 1-4-6 P36 トピック 2-2-2 P38 トピック 2-3-2・3 トピック 2-3-4 P46 トピック 3-4-1・2 P46 トピック 3-4-2・3	文書作成ソフト上、ご要望にお応えすることができません。 申し訳ございません。
29	P22 基本施策 1-2 様々な気づ きを支援に つなぐため の相談機能 の充実につ いて	第5期豊中市地域福祉計画では「社会的孤立」が随所で取り上げられています。近年、中高年の「ひきこもり」についても関心が高まり、「ひきこもり」は重要な課題である。是非、主な取組みの内容③にもトピック 1-2-4 を付加していただきたい。 「ひきこもり」の支援には、「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」が有効とされている。豊中市社会福祉協議会のCSWが今までにも積極的に対応されてきた問題だと思うので、現在までの取組み	ご意見ありがとうございます。文章構成上掲載はできませんが、「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」は大切だと思っています。ただ、CSW だけが伴走型支援をするわけではないので、包括的、継続的な支援体制の整備・強化をしていきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
29 続 き		を踏まえた、今後の取組みを掲載していただきたい。 また、豊中市にも数千人の「ひきこもり」の状態の市民がいると予想されることを思うと、アウトリーチなどの伴走型支援を行うには現在のCSWの人数では不足していると思われる。日常生活圏域に2人ずつという現在の人数をさらに増やしていただきたい。	
30	P22 基本施策 1-2 様々な気づきを支援につなぐための相談機能の充実について	「ごみ屋敷問題」はごみを片付けたらよい問題ではなく、背景にある複合的な問題が原因となっており、「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の取組みが必須だと思う。 一般に広く理解されている問題ではないと思うので、豊中市社会福祉協議会のCSWが今までに取り組んでこられた事例を元に、トピック 1-2-5 を付加して今後の対応も分かりやすく示していただきたい。	ご意見ありがとうございます。文章構成上掲載はできませんが、「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」は大切だと思っています。ただ、CSW だけが伴走型支援をするわけではないので、包括的、継続的な支援体制の整備・強化をしていきます。
31	P23 トピック 1-2-2 はぐくみセンターを設置について	「子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援」が行われることに大きな期待を寄せている。まだ発足して間もない機関で実態がよくわからないので、市民へのさらなる周知をお願いしたいと思う。組織図、場所、利用できる年齢を明記していただきたい。 豊中市のホームページでは、「はぐくみセンター」の相談窓口として、既存の相談窓口など7カ所示されているが、何処に相談すべきか分からず躊躇する人がいるかもしれないと危惧している。「はぐくみセンター」としての相談窓口も設置されていた方が相談しやすいと思う。 教育と福祉の連携はとても大切な問題で、さらに進むことを願っている。「はぐくみセンター」に児童生徒課が加わっていることにより、教育と福祉の連携が進むことを願っている。	文章構成上掲載はできませんが、ご意見ありがとうございます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
31 続き		<p>近年、発達障害の早期発見が進んでいますが、発見後の教育・療育・家庭での理解などにより、個々の発達は大きく違う。教育と療育の連携は必須だが、なかなか連携が取れていない場合が多いと思います。「はぐくみセンター」が設置されたことにより、この点も連携が進むよう願っている。</p> <p>特に児童発達支援センターと教育センター・小中学校との連携が進むことを願っている。放課後等デイサービスと小中学校との連携も必須だと思う。</p>	
32	P24 トピック 1-2-2 教育と福祉の連携について	「SSW*」は「SSW※」ではないか。	ご意見のとおり修正しました。
33	P24 トピック 1-2-3 ヤングケアラーの相談窓口の設置について	<p>ヤングケアラーになる理由は様々だが、兄弟や親に障害がある場合も多いと思う。</p> <p>この場合、ヤングケアラーの問題は大人になってからも続き、結婚や就職にも大きな障壁となる。自身の結婚や出産を躊躇する例もある。</p> <p>ヤングケアラーの問題は年齢で区切らず、大人になってからも支援の対象と考えていただきたいと思う。</p>	ご意見ありがとうございます。多機関で連携し支援していきます。
34	P26 トピック 1-3-2 アセスメント支援訪問と豊中はつらつ教室について	「に 外出の機会」「に外出の機会」ではないか。	ご意見のとおり修正しました。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
35	P26 トピック 1-3-2 アセスメン ト支援訪問 と豊中はつ らつ教室に ついて	【豊中はつらつ教室の利用者の声】ではないか。	ご意見のとおり修正しました。
36	P29 トピック 1-4-2 在宅医療体 制の強化に ついて	支援の実例は主語がだれかわかりにくい文章になっている。高齢の母から、という表記があるので、高齢者の子の立場での記載だとわかるが、最後の2行は役所の立場での記載になり、違和感がある。	以下のとおり修正しました。 在宅医療を受けている高齢の女性が、別居している子どもに「今朝からお腹の調子が悪い。お世話になっているかかりつけ医に診てもらいたいが臨時で休診しているようだ。」と連絡がありました。
37	P30 トピック 1-4-3 発達障害者 支援におけ る切れめの ない支援体 制について	4行目のなかほどからの文書がわかりにくいと思う。	以下のとおり修正しました。 継続するケースについて支援を検討しています。支援にあたっては、両センターに兼務配属されている医師や作業療法士などが医療的視点から助言し、支援の質の向上をはかっています。
38	P31 トピック 1-4-4 住まいの確 保に向けた 支援を強化 について	5行目から、文書が長いので整理してはどうか。	以下のとおり修正しました。 その取組みの一つとして、市営住宅を活用しエレベーターがない建物の上階など、一般募集では応募が少ない住戸を活用した居住支援事業を実施します。福祉的な支援が必要な住宅確保要配慮者に対して低廉な家賃の住まいと生活支援をセットで提供し、自立した生活へと移行ができるよう支援します。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
39	P36 基本施策 2-2 地域での支え合いの推進について	主な取組みの実施による 6 年後の豊中の姿 2 つ目の◎。1 行目の後のほうの、「から」が文脈にあわないと思う。	以下のとおり修正しました。 地域でのつながりや交流、支え合いが促進されたことや、アウトリーチ型の支援が増えたことにより、社会的な孤立に陥っている人の早期発見・早期対応ができています。
40	P36 基本施策 2-2 地域での支え合いの推進について	小学校区を単位とした地域づくりと拠点の確保が重要である。加えて大阪北部地震での安否確認の問題点として浮上した介護など事業者との連携については大幅に遅れているところであり早急な対応が必要と感じている。	ご意見ありがとうございます。 支え合いや災害時の支援の充実など、誰もが安全・安心に暮らしていける地域づくりについて、市民・事業者・行政がともに考え、ともに取り組んでいきます。
41	P36 基本施策 2-2 地域での支え合いの推進について	避難所の現場の担当者に発達障害の特性をよく理解してもらえるようお願いしたい。避難所で避難している市民の方に発達障害について理解が得られない可能性があるため、平常時から市民の方に発達障害についての啓発活動に力を入れていただきたい。	ご意見ありがとうございます。関係課とも連携し引き続き啓発していきます。
42	P36 基本施策 2-2 地域での支え合いの推進について	社会的孤立に陥っている人の支援は、早期発見・早期対応が必要である。問題が複雑化する前にアウトリーチなどの伴走型支援ができるよう願っている。 主な取組みの内容③にも是非、トピック 2-2-3 を付加していただき、豊中市社会福祉協議会のCSWが積極的に対応されてきたアウトリーチ型の支援について、現在までの取組みを踏まえた、今後の取組みを掲載していただきたい。	文章構成上掲載はできませんが、CSW だけが伴走型支援をするわけではないので、包括的、継続的な支援体制の整備・強化をしていきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
43	P37 トピック 2-2-2 オレンジャーで広がる地域の支え合いについて	市内の数多くの場所で開催されている「オレンジカフェ」のことを、もっと告知していただきたい。	ご意見ありがとうございます。関係課とも連携し引き続き周知していきます。
44	P37 トピック 2-2-2 オレンジャーで広がる地域の支え合いについて	自宅でオレンジカフェを開催している。 包括支援センターと CSW にも関わっていただいている。 これまでに何人かのオレンジャーを包括で紹介いただいた。たぶん、オレンジャーの活躍できる場がないのではと思われる。認知症への理解が深まり広がるのはいいことである。	ご意見ありがとうございます。分野別計画である「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では以下の内容が記載しています。 「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、オレンジャーの活動の場として立ち上げや運営を支援します。
45	P38 基本施策 2-3 地域での多様な主体間のつながりの促進について	主な取組みの内容の①2行目。地域で具体的な活動など、の「など」を省く。その前の興味・関心など、があり、などが続く。活動は意味が広いので、などがなくても意味が通じる。 ④1 行目。まんなかあたり。地域での課題への対応、との記載を、地域課題への対応に変えたほうがすっきりすると思う。	以下のとおり修正しました。 主な取組みの内容①市民一人ひとりの状況、状態、ライフステージやライフスタイル、興味・関心などに応じて、地域で具体的な活動に参加・参画できるよう、多様な場・機会の提供や新たな活動の創出、相談機能・コーディネート機能の強化に取り組みます。【重点】 主な取組みの内容④社会福祉法人などの社会貢献活動を促進するため、地域課題への対応や地域づくりへの参画に向けた環境整備や行政と社会福祉法人などとの協働に取り組みます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
46	P38 基本施策 2-3 地域での多様な主体間のつながりの促進について	トピックがない②と⑤の内容がわかりにくい。是非、トピック 2-3-5、トピック 2-3-6 を付加していただきたい。 豊中市社会福祉協議会のCSWの「複数機関の連携による支援」「地域との関係調整」の取組みとして、これまでの実績と今後の取組みについて掲載していただきたい。	ご意見ありがとうございます。文章構成上掲載はできませんが、本計画とともに策定され、連携する豊中市社会福祉協議会地域福祉活動計画にその取組みを記載しています。
47	P38 基本施策 2-3 地域での多様な主体間のつながりの促進について	社会的孤立に陥っている人が何処かに相談したりアウトリーチ型の支援を受け、その次の段階で参加できる当事者の居場所がもっとあればと思う。既に社会福祉協議会により運営されている「びーのびーの」などの居場所もあるが、より多様な形の居場所があり、自分にあつた居場所を選択して参加できるようになることを願っている。 社会的孤立は予防が大切と考える。コミュニケーションに課題を抱えた発達障害者は社会的孤立に陥りやすいため、日頃から気軽に交流でき、発達障害に理解があり受け入れてもらえる場・居場所があることを願っている。	ご意見ありがとうございます。
48	P40 トピック 2-3-3 外国にルーツのある人たちの居場所について	事例は国際交流センターなので、国際交流センターでは、とはっきり記載したほうが良いと思う。	タイトルの下に、以下文章を追記しました。 とよなか国際交流センターでは次のようなことを実施しています。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
49	<p>P40 トピック 2-3-3 外国にルーツのある人たちの居場所について</p>	<p>「ボランティア（ロールモデル※2）」の前出の「子どものロールモデルとしても関わっています。」にも※2をつけてはどうか。</p>	<p>冒頭に記載のロールモデルに注釈を移動しました。</p>
50	<p>P40 トピック 2-3-3 外国にルーツのある人たちの居場所について</p>	<p>「サンプレイス」が、学習支援かダンス支援の名称か、場所を指しているのかわからない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。トピック名に記載しているとおり、居場所を指しています。</p>
51	<p>P40 トピック 2-3-3 外国にルーツのある人たちの居場所について</p>	<p>「ダイレクト受験生」の注釈がほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。前後の文章で読み取っていただけだと思います。</p>
52	<p>P40 トピック 2-3-3 外国にルーツのある人たちの居場所について</p>	<p>「スーパーバイズ」の注釈がほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。市民に分かりやすいよう、助言という言葉に修正しました。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
53	<p>P41 トピック 2-3-4 制度の狭間にも支援を届けている社会貢献活動について</p>	<p>該当の「支援の事例」はCSWによるものと思われる。「社会福祉協議会」を「社会福祉協議会（CSW）」にしていきたい。 市民が相談したり支援を求めたりする際の参考になるよう、CSWの認知度の向上を図っていただきたいと思う。 「制度の狭間にも支援を届ける」ためには「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」や「アウトリーチ型支援」が必要で、CSWの活躍を期待している。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
54	<p>P44 基本施策 3-2 地域福地を支える専門人材の確保・育成について</p>	<p>「各種サービスの質の向上ため」は「各種サービスの質の向上のため」ではないか。</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>
55	<p>P45 トピック 3-3-1 すべての人に福祉共育をについて</p>	<p>「共育」の注釈がありますが、《個別テーマ4 多様な主体による地域づくり》の3行目「あらゆる市民を対象とした福祉共育に取り組みます。」にも「共育」があります。「共育」の注釈はこちらにあった方がいいのではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本計画では、トピックを強調するため、こちらの箇所に注釈を掲載しています。</p>
56	<p>P48 豊中市成年後見制度利用促進計画について</p>	<p>財産に応じた利用料がかかることを記載できないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ここでは、大きな取組み内容を記載しています。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
57	P48 豊中市成年 後見制度利 用促進計画 について	「市長申立て」の注釈がほしい。成年後見人制度で使われる言葉なので説明が必要だと思う。	以下のとおり注釈を記載しました。 成年後見制度を利用したくても、申立てができる配偶者や4親等以内の親族がおらず、申立てができない場合、市長が家庭裁判所に申立てを行うもの。
58	P48 豊中市成年 後見制度利 用促進計画 について	<p>障害者の雇用が進んでいるが、障害者は障害者枠で企業に就職できたとしても収入は低く、老後の生活資金まで準備することは不可能な場合が多い。また、企業に就労するのが難しい場合も多い。将来の年金も十分な額ではない場合が多く、親なき後の生活資金は親が準備するか生活保護に頼る事になる。</p> <p>親も年金だけでは老後の生活が成り立たず、親自身の老後の生活資金を準備する必要がある。その上で障害がある子の親なき後の生活資金を準備するのはかなり大変なことである。</p> <p>何とか用意できたとしても、相続する時点で成年後見人が付く事になると、毎年数十万円の後見人の報酬を一生支払い続けることになる場合が多い。高齢者と違い障害者は成年後見人を付ける期間が長くなり、一生に支払う金額は数百万円から場合によっては一千万円を超えることにもなる。子どもの親なき後の生活資金の準備も難しいのに、成年後見人の報酬まで準備するのは一般の庶民には極めて困難である。成年後見制度を利用できるのは、生活資金の心配がない大金持ちか、生活保護受給者などで「成年後見人等の報酬助成」が受けられる人でなければ難しいと感じている。</p> <p>費用の面以外に大きな問題なのは、当事者や家族が成年後見人を付けることを望んでいない場合でも、成年後見人を付けなくてはいけないケースが発生すること</p>	ご意見については、今後の権利擁護施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
58 続 き		<p>である。遺産分割協議を行う、生命保険金を受け取る、銀行で手続きをする、不動産を売却するなどのケースで、一旦成年後見人を付けると、その後当事者の問題がなくなるまで（発達障害や知的障害は治らないので一生涯）成年後見人が付くことになる。しかもこのようなケースで成年後見人を付ける必要があることを知らず、このようなケースが起こらないような準備ができていない人も多い。</p> <p>また、成年後見人が付くと、お金を自由に使えなくなることも大きな問題である。障害者が自分の好きな食べ物を沢山食べたり、趣味にお金を使ったり、ストレートパーマをかけることを、成年後見人が贅沢だと認めなかったケースがあると聞いた。これでは当事者の意思決定権を奪う差別的な制度ではないかとさえ思う。一昨年、国連からも懸念が示され、法の改正を勧告されているはずである。</p> <p>認知症の高齢者が詐欺の被害に遭うことが多いのと思うと制度の必要性を感じるが、障害者にとっては問題がある制度だと思う。国も各地の自治体も何故このような制度の利用を促進しているのか疑問を感じる。</p> <p>制度のデメリットも広く啓発されることと、障害者にも真に権利擁護の制度として使いやすいものになるよう制度の改正を望む。</p>	
59	P50 豊中市再犯防止推進計画について	2 行目 被害を受けるは、言葉が重なっている。被は受けるという意味がある。	以下のとおり修正しました。 犯罪による市民の被害を防止し

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
60	P51 豊中市再犯防止推進計画について	「50代の子を両親が支えているが、」とあるが、この部分だけ見ると子が50代、親が高齢者という事が伝わりにくく、「親が50代」と勘違いが起こるかもしれない。分かりやすい表現をお願いしたい。	以下のとおり修正しました。 「両親が50歳代の子を支えているが、高齢で負担が大きいのでは」
61	P58 アウトリーチの用語説明について	「自発的に援助を求めてこない」のは「求められない」「SOSを出せない」という場合が多いと思う。「求めてこない」という表現を求めたくても求められない状況があることが分かる表現にしていきたい。	以下のとおり修正しました。 支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人々に対して、公共機関や社会福祉の実施機関などが丁寧に働きかけて支援の実現をめざすこと。また、支援が届いていない人や世帯を早期に支援につなげていくため、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、対象となり得る人の情報を収集することも含む。
62	P58 アセスメントの用語説明について	「アセスメント」の説明を追加していただきたい。	以下のとおりアセスメントの注釈及び用語説明に記載しました。 本人やその世帯の心身の状態や置かれている環境の状況などを理解したうえで、本人やその世帯の要望や主訴から具体的なニーズを探し、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセス。
63	P59 成年後見制度の用語説明について	財産に応じた利用料がかかることを記載できないか。	ご意見ありがとうございます。
64	P60 8050問題の用語説明について	「高齢の親が自立することが困難な子の生活を…」に読点を入れ「高齢の親が、自立することが困難な子の生活を…」として読みやすくしていただきたいです。	以下のとおり修正しました。 高齢の親が、自立することが困難な子の生活を…

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
65	P60 8050 問題の用語説明について	<p>「50 歳代の子が介護サービスなどを拒否している 80 歳代の親を支えている。」というケース例を削除してほしい。この例は「高齢の親が、自立することが困難な子の生活を支える問題」という前半の部分に矛盾している。このケース例でも 50 歳代の子が介護離職を余儀なくされるなど困難な問題が発生する可能性もあるが、世間一般の 8050 問題の捉え方とは違うと思う。第 9 期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）の中でも 8050 問題が取りあげられているが、このケース例のような事例を 8050 問題としているとは思えない。</p> <p>豊中市社会福祉協議会発行の「みんなの福祉」に掲載される『「8050 問題」とは』という説明では、「80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるという問題です。」となっており、50 歳代の子が 80 歳代の親を支えているという問題は含まれていない。</p>	<p>「8050 問題は制度とつながっていないということの問題提起する事例であり、いろいろなケースが考えられる。」という豊中市健康福祉審議会での意見を反映したものです。</p>
66	P60 用語説明について	<p>「発達障害」に関する説明を入れていただきたい。見た目はわからなくてもコミュニケーションや感覚過敏等の障害があり、配慮や支援を必要とする障害であることを伝えていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。関係課とも連携し引き続き啓発していきます。</p>
67	P61 ヤングケアラーの用語説明について	<p>「ヤングケアラーの子どもたちは、」を「ヤングケアラーである子どもたちは、」の方が、分かりやすいのではないかと。ヤングケアラーの息子、娘かと間違えそう。</p>	<p>前文の定義をで「子どものこと。」と記載していますので、以下のとおり修正しました。 ヤングケアラーは、…</p>
68	P62 関係者・当事者ヒアリングについて	<p>当会の名称と思われる表記が『「一歩の会」にじいろ』となっているが、できれば『豊中市発達障害者の家族の会「一歩の会」』にしていきたい。『「一歩の会」にじいろ』ではどういう団体か分からないので、「発達</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
68 続 き		<p>障害者の家族の会」と言う文言が入った正式名称の方が市民の方の理解を得やすいと思う。</p> <p>「にじいろ」というのは当会の中の学齢期の子の保護者のグループ名です。グループ名よりは会としての正式名称を表記していただきたいと思う。</p>	
69	<p>P75 健康福祉サービス苦情調整委員会について</p>	<p>関連法令として、豊中市健康福祉条例が掲載されている。その 12 条から 15 条にある「健康福祉サービス苦情調整委員会」は、第三者の専門機関として、地域共生社会の実現に向けて貴重な委員会であると考えます。</p> <p>『話して安心、困りごと相談』の愛称もあるこの委員会は現在、どのように機能しているのか。計画素案のなかにはその記述は見当たらない。この委員会の現状や課題を記述してほしい。</p>	<p>地域福祉計画と連動する分野別計画の「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「豊中市障害者長期計画」に、「健康福祉サービス苦情調整委員会」の機能について掲載しています。</p>